

平成29年第4回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成29年12月 5日
本日の会議 平成29年12月15日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議 事 課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

13番 堤 理志 議員 14番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時05分

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。14日までの委員会審査、お疲れ様でした。

ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず日程第1、議案第74号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。日程第2、議案第75号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。日程第3、議案第76号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。日程第4、議案第77号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。日程第5、議案第78号平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○10番（岩永政則議員）

皆さんおはようございます。それでは早速、御報告を申し上げたいと思います。

議案第74号長与町行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月11日委員全員出席の下に荒木総務部長他関係職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由の主な内容といたしましては、今回の改正は独自利用事務を新たに追加することにより必要書類の削減など住民サービスの向上に繋がるものである。具体的には別表第1及び第2に小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務など8事務をそれぞれ追加するものでございます。施行期日は平成30年4月1日とするものでございます。主な質疑といたしまして、提案理由の説明の中で必要提出書類等の削減とあったが、主なものでどういった書類が提出不要になるのかとの質問に対して、所得制限等を調べる際の所得証明、住民票関係情報で住民票を想定している。それぞれ添付書類として提出していたものを省略できるよう規定をしているとの答弁でございます。なおまた、こういった業務を従来から行っていたが、この時期に条文を追加することになっているが、最初から入れておくことができなかつたのかとの質問に対しまして、国より推奨する事務の例示があつて全国の市町村において利用されている。そういった全国状況等を踏まえ本町において追加していくのが良として今回追加の上程となったということでございます。慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号長与町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月11日委員全員出席の下に説明員として荒木総務部長他関係職員の出席を求め、審査を行いました。主な内容といたしましては、本議案は国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正に準拠し、育児休業することができる特別事情に関する規定を整備するものである。改正の内容としては育児休業の再度の取得及び再

度期間延長することができる特別な事情として育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合を加えるものであるということでございます。この条例は交付の日から施行するものであります。主な質疑として、希望した保育所に定員超過等で入所を断られた場合、その他の保育所に空きがある時は子どもを預けて勤務できるなどの運用はできないのかという問いに対しまして、実際兄弟がいる家庭もあり、また様々な所から通勤していること勘案しながら、ある程度の希望を持って保育所に申込みを行っている。4月の入所時期を逸したら、なかなか入所できないことから、今回の規定の要件に該当したら証明書を持って育児休業の延長の取扱いをするということでございます。また、いつの時代も公務員の厚遇は言われている。一般的にこういった制度は余りないと思う。民間企業でこういった制度があるか分からないができれば住民の理解が得られるよう運用ができないかとの問いに対しまして、民間の方も育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律も同時に変わっている。民間の取り扱いと本町も同じである。ただし、公務員は最長3歳までの育児休業が取れると言う回答でございます。以上、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、12月11日委員全員出席の下に説明員として総務部長他関係職員の出席を求め、慎重に審議を行ったところでございます。提案の主な内容としては、平成29年8月8日の人事院勧告は民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を平均0.2%引き上げると共に初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同様程度の改定、その他はそれぞれ400円の引上げを基本とする勧告がなされた。更に給与制度の総合的見直しの完成に合わせて55歳を超えかつ6級以上に対する俸給等の1.5%減額措置を廃止する内容である。本議案はこれらの勧告に準じ改正するものであるということでございます。改正の主なものとしては、第1条は平成29年4月1日適用分で第18条第2項及び附則第7項の改正は職員の勤務手当の支給割合を改めるものであります。再任用を除く一般職員の場合、勤勉手当が0.1か月引上げとなり、期末勤勉手当の総支給割合が4.4か月となるということでございます。附則として第1条の規定は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するということでございます。主な質疑として、55歳を超えかつ6級以上の職員という説明を受けたが、55歳を超えての対象者はどの程度いるのかとの問いに対しまして、補正予算から計算してみると6級以上の者が28人で、その中で55歳を超えている者は約20人となるということです。それから今回のような55歳を超える者の減額措置の条例改正について今後は発生しないのかとの問いに対しまして、今回の条例改正を以て55歳を超える者の減額措置というのは完全に廃止され、この条例から削除されるということでございます。また、他の職員と同じように人事院勧告があれば、遡って減額無しに支給するというのが来年度からの取扱いになるという説明でございました。

慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第77号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましても、12月11日委員全員出席の下に説明員として帯田教育次長他関係職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由の主なものとしては、長与シーサイドパーク内フットサルコートにナイター設備を新設することに伴い、夜間照明料について料金を追加するものであるということでございます。この条例は平成30年1月1日から施行するという説明がございました。主な質疑として、コート使用料等夜間照明料を取るが町民と町民以外で1時間当たりの料金設定についての根拠は何かということに対しまして、従来のグラウンドやグラウンドナイター照明とテニスコートについても使用料の部分で町民、町民以外ということに分けている。今度のフットサルコートも同様の考え方で算定をしている。根拠については月間ナイター照明の稼働率を75%で45時間として算出をしている。夜間照明については電気代及び設備投資額から算出して、合計1,084.5円となることから町民は税込1,080円、町民外は2倍となることから2,160円としたという答弁でございます。続きまして、利用状況については182件の555時間との説明があっているが、ナイター設備が無い時点での件数ということで、今後はどの程度の利用を見込んでいるのか。また利用者の町民、町民以外の割合はどの程度なのかということに対しまして、平成27年度の年間利用者は昼間で2,939人、28年度が3,161人で増加傾向であり、当然ナイター設備の設置に伴いもっと利用が増えると考えている。また、28年度の利用率は町内71.9%、町外が28.1%との実績となっているとの回答があったところでございます。以上、慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決したところでございます。

最後に、議案第78号平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきましても、12月11日から12日にかけて委員全員出席の下に説明員として荒木総務部長他関係部課長の出席を求め、慎重に審査を行ったところでございます。提案理由の主なものとしては、今回の補正は歳入歳出それぞれ2億1,054万3,000円を追加し、補正後の総額を125億366万5,000円とするものでございます。歳入の主な内容としましては、国庫負担金では交付額の確定による国民健康保険基盤安定負担金増額その他、障害児入所給付費等国庫負担金、保育所運営負担金の過年度精算分等合わせて4,248万5,000円を計上いたしています。国庫補助金では地方創生推進交付金及び保育所等整備交付金2,549万5,000円、寄附金ではふるさと長与応援寄附金増額分の1,800万円、繰越金は今回の補正予算の財源調整として9,031万3,000円を計上されております。歳出につきましても、各科目の職員人件費について、配置転換及び人事院勧告による給与措置の補正分が計上されております。総務費では町政施行50周年記念行事に係る実行委員会委員報酬3万5,000円及びふるさと長与応援寄附金の増額見込みに伴う返礼品の経費906万4,000円、民生費では障害児通所給付費4,877万8,000円、国民健康保険特別会計繰出金6

79万3,000円、保育所等整備交付金2,555万6,000円、保育所運営費補助金の増額3,675万7,000円を計上しております。土木費では橋梁維持補修工事費800万円、西高田街路事業に係る単独事業費3,700万円、公園整備工事費1,400万円の増額計上がなされております。消防費ではJアラート新型受信機と自動起動装置の導入に係る整備工事費508万2,000円が計上されております。教育費では小中学校校舎の整備に係る工事費411万円でございます。以上説明がございました。

主な質疑として各部ごとに1、2点ずつ申し上げますと、総務部関係では現在防犯灯LED化の事業計画が進められている。今回、通学路300基分の補正予算が組まれているが、当初の分が不足して早急に対応することが発生したのかとの質問に対しまして、LED化は小学校区ごとに5年計画で進めている。今回は29年度、3年1回の蛍光灯の交換時期に当たりLED化と並行して行ってきた。通学路の範囲を今回交換するが、LED照明に交換することが効果的ではないかと判断をしたということでございます。それから、従来の蛍光灯式は今回の補正分を除けばどの程度残っているのかとの問いに対しまして、現在、防犯灯は3,700基ある。LED照明に交換したものが2,150基で全体の6割の交換が終了している。5か年計画であったが28年度に高田小校区、本年度は洗切小校区、来年は北小校区を予定していた。残り本数から北小学校区、南小学校区、長与小校区の3年間で2年間にすることで電気代等の削減になることから4年間での計画に変更しようとして考えているということでございます。

企画財政部関係では、町制施行50周年記念事業に係る実行委員会の委員で住民代表5人くらいということだが、公募制での人選になるのかとの問いに対しまして、今、庁舎内部で事業検討を行っている。例えば文化とかスポーツ、それ以外ではコミュニティ、自治会等の住民参加を想定しているということでございます。次に町制施行50周年記念事業の具体的な内容については、今から検討委員会を立ち上げて町民を交えて進めていくことは理解するが、構想として考えているものは何かという問いに対しまして、これまでの歴史を現在に受け継ぐということと未来へ繋ぐということの取組を行っていきたい。それから、郷土愛を育むような記憶に残る事業展開したいということでした。

住民福祉部では児童福祉運営費の分で保育士の処遇改善見込みとの説明があったが、詳細な内容を確認したいという問いに対しまして、29年度は保育士の処遇改善で全体の2%、総額1人当たり6,000円で、それにプラスしてキャリアアップが29年度よりでき、3年以上の経験者は月額5,000円、7年以上の経験者は月額4万円となるということでございます。それから、障害者福祉システム改修委託業務については3つのサービスが増えるということになっている。今まで以上に福祉事務が増大するのではないかと思うが、システム改修後の実際の事業は町が行うのか、それともどこかに委託するのかとの質問に対しまして、事業については町ではなく、基本的には民間の事業となるということでございます。

それから健康保険部にまいりますと、看板製作委託料というのがあったんですが、看

板製作委託料の長与駅前の橋の所の看板とはどのようなものなのかという問いに対しまして、長与駅前の車道側に設置されている歩道側の看板裏が何も掲載されていない状態で、歩行者は裏側からしか見えない状態である。今回、その裏面にウォーキングに関する表記を行う。これは長与駅前の橋の手前の16メートル街路の所のものです。

それから建設産業部ですが、西高田線の計画決定と事業認可はいつ頃になるのか。また委託料の500万円は西高田線の補償に関する算定の委託料と思うが、補償対象とならないのか。防犯灯についても街路整備工事ということで補助対象とならないのかという質問に対しまして、事業認可時期については長崎県の都市計画課と協議している。住民説明会を当初12月に行う予定だったが、協議の中で断面構造変更協議、高田踏切の県道取付部で変更協議とJR協議が長引き、1月に住民説明会を予定している。全部の都市計画決定、変更手続は今年度末を目途に進めている。防犯灯整備工事の委託関係では街路灯を補助で整備する予算と防犯灯を整備する予算と比較検討を行った結果、防犯灯の一般財源で行うこととした。委託料については、全て補助対象ではなく一般財源で対応するというのでございました。更に公園遊具については長期間使用禁止となっており早期に開放するよう要望があっている。それらの要望を踏まえての予算措置なのかという問いに対しまして、多くの声をいただき公園遊具を早期に開放するために新たに1,400万円の増額補正を行ったという回答でございます。

最後に教育委員会関係でございますが、障害者トイレが設置されていない学校はあるのかとの問いに対して高田小学校、長与北小学校と長与中学校の3校である。また長期的に見れば、誰もが利用できる多目的なトイレの検討も必要ではないかと思うがどうかという問いに対しまして、多目的なトイレの設置は必要であると認識をしている。財源確保ができるように努力していきたい。以上、主な質疑を申し上げたところでございますが、慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第74号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第77号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第78号についての質疑はありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

議案第78号についての質疑でありますけれども、先程の住民福祉課のところ、保育料の処遇改善のアップに繋がるということで、全体の2%で総額1人当たり約6,000円ということで、それに加えてキャリアアップが29年度より3年以上経験者が月額5,000円、そして7年以上の経験者が月額4万円ということで答弁をされてる訳ですけれども、3年以上が5,000円で7年以上の経験者4万円という、この差額の8倍の差というのはどのように。その国の申し出に対しての遵守に従ってでしょうか。

○議長（内村博法議員）

安部議員。内容についての質問は止めて下さい。手続についての質問なら了解しますけれども、内容についての質問は控えて下さい。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから日程第1、議案第74号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第75号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第76号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第76号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第77号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第78号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第78号平成29年度長与町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第79号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

ただいま議題としています議案について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○9番（西岡克之議員）

おはようございます。それでは産業厚生常任委員会に付託された議案の結果について報告をいたします。

議案第79号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、審査日は12月11日委員全員出席の下、説明員として中山健康保険部長、志田健康保険課長その他関係職員を招き、審査をいたしました。提案理由の説明では、今回の補正は歳入歳出それぞれ759万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ48億6,167万1,000円とするもので、内容といたしましては28年度交付額の確定に伴う補正ということでありました。委員全員で慎重に審査した結果、全会一致で可決をいたしました。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第79号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第79号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第79号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会報告についてを議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。

○12番（山口憲一郎議員）

それでは、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会の報告をいたします。若干長いのでちょっと早口になると思いますがお許し下さい。平成28年9月9日、平成28年第3回定例会において長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会を設置し、本年10月25日まで調査研究を行いました。その結果について報告をいたします。特別委員会の基本的事項のうち、設置の経緯については28年8月24日に議員9人の連名によ

り、長与町議会議員の報酬に関する特別委員会の設置を求める要望書が議長に提出されました。これを受けて8月29日に議会運営委員会に対して議長諮問がなされ、更に9月7日の全員協議会を経て、9月9日の本会議で発委第2号長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会設置についての決議を全会一致で可決し、設置したものであります。調査目的は議員報酬等に関すること。委員定数は議長を除く15人。調査期間は本調査が終了するまでとし閉会中も継続して調査できることとしました。調査項目のうち、議員報酬に関することは平成2年度以降の本町の議員報酬の改定状況、長崎県内の8町議会及び本町より人口が少ない6市の状況並びに全国の31類似団体、議員の報酬額、首長給与との比較、議員数等を調査しました。費用弁償に関することは長崎県内市町の支給状況等を調査しました。調査内容ですが会議開催時の調査事項は2ページに時系列で記載していますので参照下さい。主な調査内容は3ページから資料を掲載していますので、主な事項のみ報告をいたします。長与町の議員報酬等の変遷であります。報酬額は平成2年度以降概ね2年ごとに見直しがあっていましたが、12年4月改定を最後に据え置かれています。議長以下の議員報酬額は表を参照下さい。期末手当は23年4月に現行の方式に改正されました。現行支給割合は6月支給は100分の145、12月支給は100分の165で加算率は100分の25となっています。費用弁償は平成元年4月から支給され14年4月に引き上げられ現在に至っています。県内各市町の議員報酬額及び首長給与との比率については28年4月現在のものですが、3～4ページに記載しております。まず、県内8町との町長給与及び議員報酬額の比較検証を行いました。町長給与及び議長報酬、副議長報酬、委員長報酬及び議員報酬はいずれも本町が1位となっています。しかし、議長報酬と町長給与の比率は40%で本町は5位タイとなっています。期末手当については支給月数は7位、加算率は1位タイとなっています。次に本町より人口が少ない6市との比較は4ページに記載しています。首長給与は6市よりも本町が高くなっています。議長報酬額及び首長比率はいずれも6市より低く、また副議長他の報酬額も6市より低くなっています。期末手当の支給月数は6市より低くなっていますが、加算率は6市より高くなっております。次に、都道府県類似団体との比較は4ページから5ページにかけて記載しています。この表は総務省の地方公共団体給与情報等公表システムにより作成しました。また類似団体とは人口と産業別就業人口の構成比により人口3万5,000人以上5万人未満の全国31団体を抽出し、比較検証しました。5ページ中段に記載のとおり、全国の類似31団体の平均と比較すると、本町は議長以下議員の報酬額及び首長比率は共に平均以下となっています。議長は報酬額で1万6,310円の減、副議長は報酬額で1万3,215円の減、議員は報酬額で1万6,904円の減、首長比率は議長以下全議員が4ポイント低くなっています。次に住民からの意見聴取についてですが、議員報酬問題は議会基本条例に照らし住民等の声を徴収する必要があると判断し対応しました。報告書5ページから6ページに記載しております。町民意識調査を実施いたしました。本調査は議会広報広聴常任委員会が議会

改革の参考にするため28年10月に実施しました。18歳以上の町民の中から無作為に抽出した2,000人に対して実施し、回収率は約38%でした。議員報酬額についてはどう感じますかの設問では適当と答えた人が37%で最も多く、次に高いと答えた人が26%で、24年の調査と比較して10ポイント少なくなっていました。公聴会も実施しました。公募により2名が応募していただきました。いずれも報酬引き上げに賛成の意見であったことから、公平性を期すため反対意見の陳述人を委員推薦で探しましたが見つけることができませんでした。しかし、公募による陳述人であったことから公聴会は予定どおり28年11月28日に開催しました。この中で定例議会への出席が議員の活動と誤解している町民が多い、町民と議員では議員活動の定義が違うことから議員が多過ぎる、報酬が高いと批判されている。誤解を解くためには積極的な議会の見える化を図るべきだなどの意見をいただきました。議会報告会を29年1月28日に3会場で開催しました。報告会での意見聴取も想定していましたが、北部地区多目的研修集会施設で、なぜこの時期に報酬の在り方について検討するのか、報道では引き上げの方向とあったがどうなっているのかとの質問があったのみで、公共施設使用料徴収問題に意見が集中し意見聴取ができませんでした。次に専門的知見の活用ですが、この問題の調査に当たっては学識経験者からの指導助言が必要と判断し、29年1月27日に町民にも公開する形で講演会を開催しました。講師には議会改革等に造詣が深い山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭教授をお願いし、議員報酬を取り巻く情勢と課題と題して指導をいただきました。報告書の6ページから7ページを参照下さい。次に議員報酬に関する考え方については、報酬は役務の対価であるとの考えから議員活動状況を調査し算定する原価（積算）方式を基本として調査をいたしました。次に全国町村議会議長会の議員報酬標準案については報告書7ページに記載のとおり、議員の報酬の考え方が議員の活動日数を調査の上、首長の給与の月額を基準としたものとなっていることから、この方法が望ましいと判断をいたしました。全国標準比率は、議長報酬額は首長給与月額の40%から54%となっておりますが、標準案は人口段階別標準比率を設け、人口2万人以上の場合には全国標準に格差指数1.1を乗じた標準報酬比率を示しています。しかし、本町は従来からこの格差指数を採用しないまま今日に至っております。次に議員活動状況調査を実施いたしました。調査基準期間は27年11月から28年10月までの1年間と設定し、28年11月に調査を実施しました。8ページの議員活動状況調査結果を参照下さい。調査項目は3項目で、活動区分Aは本会議、委員会、全員協議会、各種派遣、研修会、他議会からの視察対応等を対象とし、議会事務局データを活用しました。活動区分Bは町主催の行事、自治会及び各種団体行事、その他活動区分Aに付随する活動を対象とし、各議員が調査し提出してもらいました。活動区分CはA及びB以外の活動を各議員が調査し提出してもらいました。なお、Cについては議員活動日数にはカウントしておりません。調査の結果、活動区分Aは全議員の平均で年間69日、活動区分Bは全議員平均で年間100回となりました。首長比率は町長の活動日数が把握できな

いたため、全国町村議会議長会が示している日数（年間330日）を基準として比率を算出した。この結果、活動区分A及びBの活動日数合計は169日で首長活動日数330日との比率は51.2%でした。なお、活動区分Bを実働5割と仮定した場合でも首長比率は36.1%となりました。いずれにしても議員1人当たりの活動日数及び首長比率は全国標準の数値及び比率を上回る結果となりました。調査結果を踏まえて29年2月に議員報酬に関する考え方について各議員に調査票の提出を求めました。この結果、議員報酬を引き上げるべきが8人、現状維持が7人という結果になりました。なお、各議員の調査票を添付していますので参照下さい。費用弁償については県内各市町の状況について調査を行いました。見直し及び廃止すべきという意見、廃止している所は政務活動費がある、廃止は他の各種委員にも影響がある等の意見が出され、議員報酬と同様に意見の一致は見られませんでした。終わりに特別委員会のスタート時には地方議会議員による政務活動費の不正使用を批判する報道が頻発し、議員に対する逆風が強まる中で調査研究を開始しました。調査に当たっては2回目になる町民意識調査の実施、公聴会の開催、専門的知見の活用を踏まえ講演会開催、議員に対する意識調査も実施しました。議員のなり手不足が課題となっている昨今、若い世代が立候補できる環境整備は必要であり、議員報酬問題はタブー視することなく検討していく事の重要性を改めて感じました。議員報酬改定は本来、町長が特別職報酬等審議会に諮問し、答申を踏まえて議案化するのが通例であります。この調査報告書を踏まえ、あるべき議員報酬について議論が進んでいくことを期待するものであります。以上、特別委員会の調査終了の報告といたします。長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会委員長山口憲一郎。

○議長（内村博法議員）

これで委員長の報告を終わります。ただいまの報告のとおり、これを持ちまして本特別委員会の調査を終了いたします。

次に、日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

次に日程第9、委員会の閉会中の継続調査申出を議題といたします。

産業厚生常任委員長、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。議決された案件につきましての字句、数字、その他、軽微な整理についてお諮りします。

会議規則第45条の規定により、整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

次に、町長から申し出がありますので許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、第4回長与町議会定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

去る5日に開会をしていただきました本定例会は本日までの11日間の会期で開会いただきました。議員各位におかれましては、大変お疲れ様でございました。各議案につきましては慎重に御審議を賜りましたことを、心よりお礼を申し上げる次第でございます。また、今回は9名の議員の皆様から御質問いただき、御指摘、御指導をいただいております。議員各位の思いを真摯に受け止め、粛々と進めさせていただきたいと思っております。さて、今年1年間を振り返りますと、御審議いただきました議案80件、また、延べ40人の議員から82件という多くの御質問をいただきました。答弁申し上げました点につきましては、誠心誠意実現へ向けて努力をしまいたいと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げたいというふうに思っております。ここで1点報告になりますけれども、今回の一般質問でもございましたが、大型事業の実施や公共施設の老朽化対策によりまして、本町は年々厳しい財政運営を強いられております。そこで町政が円滑に遂行できますよう、今月20日に県知事並びに県議会議長の下へ出向き、内村議長と連名で町政の課題解消に向け、要望を行うことにしております。今年も残り少なくなってまいりました。寒さも日増しに募り、風邪等を引きやすい季節となりましたが、議員各位におかれましてはくれぐれも健康にご留意をされ、御自愛し、御活躍いただきますようお願い申し上げます。今年1年大変お世話になりました。心から感謝を申し上げ、来たる年が議員各位にとりまして、素晴らしい年でありますことを心から御祈念申し上げ、お礼

の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成29年第4回長与町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（閉会 10時22分）